

栃木県社会貢献活動の促進に関する
施策の基本方針

平成23年5月

栃 木 県

栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針の構成

策定の根拠

第1章 策定にあたって

性 格 「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」に規定する施策の基本方針
推進期間 平成23年度～27年度(5年間)

現状と課題

第2章 社会貢献活動を取り巻く情勢

- 1 新たな行政サービスへの転換の必要性
- 2 NPO・ボランティアなどの社会貢献活動や関心の高まり
- 3 「新たな“公(おおやけ)”」の担い手との協働の動き

施策の目標

第3章 施策の基本的考え方

- 1 目指すべき将来像

多様な主体が協働・創造するとちぎ

- 2 将来像の実現に向けた課題等

- 社会貢献活動に関する県民意識の醸成
- 活動基盤の強化と人材の育成・活用
- 県民協働の仕組みづくり



- 3 施策目標

- ◆ 県民の社会貢献活動や協働の取組に対する理解を深めます
- ◆ 社会貢献活動団体の自立に向けた活動基盤を強化します
- ◆ 多様な主体が相互に連携し、協働を実践していきます

- 4 基本姿勢

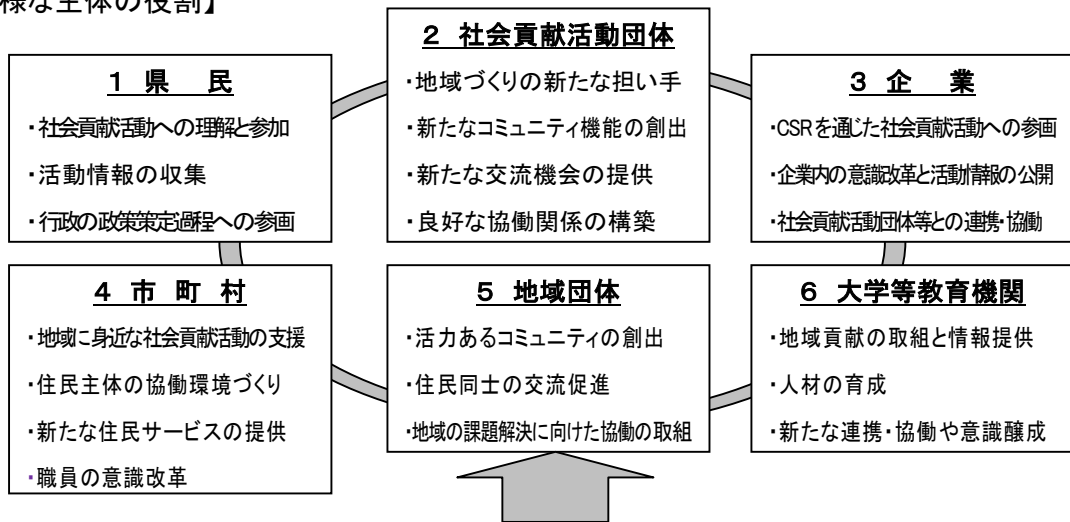
自立性・自主性の尊重 / 民間との役割分担 / 協働の視点

第4章 施策に関する基本的事項

【基本的捉え方】

- 社会貢献活動……非営利で公益性のある、自発的に行う活動
- 社会貢献活動団体…NPO法人、ボランティア・市民活動団体、公益法人・地域団体の一部
- 協働……多様な主体が対等の立場で相互に認め合いながら連携・協力すること

【多様な主体の役割】



【県の役割と責務】

県民参加のきっかけづくり

社会貢献活動や協働に関する調整機能

第5章 重点プロジェクト

- プロジェクト1 総合調整窓口の設置、ネットワークの強化
- プロジェクト2 行政と「新たな“公”」の担い手との出会い、協議の場づくり
- プロジェクト3 地域の課題を地域自らが解決する仕組みづくり
- プロジェクト4 「新たな“公”」の担い手同士が情報共有できる Web サイトの構築
- プロジェクト5 「新たな“公”」の担い手となる人材の育成や活用

第6章 施策別展開

- 1 県民の関心及び理解促進
- 2 情報の収集・提供
- 3 人材の育成
- 4 交流及び連携促進
- 5 拠点機能の充実
- 6 調査研究
- 7 活動基盤強化

第7章 推進体制の整備

- 1 県の推進体制の充実強化
- 2 市町村支援体制の充実
- 3 職員の意識改革

目 次

はじめに

第1章 策定にあたって

1 策定の背景	1
2 基本方針の性格	1
3 推進期間	1

第2章 社会貢献活動を取り巻く情勢

1 新たな行政サービスへの転換の必要性	2
2 NPO・ボランティアなどの社会貢献活動や関心の高まり	2
3 「新たな“公（おおやけ）”」の担い手との協働の動き	5

第3章 施策の基本的考え方

1 目指すべき将来像	8
2 将来像の実現に向けた課題等	8
3 施策目標	9
4 基本姿勢	9

第4章 施策に関する基本的事項

1 社会貢献活動	10
2 社会貢献活動団体	10
3 協働	11
4 各主体の役割	12

第5章 重点プロジェクト

プロジェクト1	15
プロジェクト2	16
プロジェクト3	17
プロジェクト4	18
プロジェクト5	19

第6章 施策別展開

20

第7章 推進体制の整備

1 県の推進体制の充実強化	24
2 市町村支援体制の充実	24
3 職員の意識改革	24

附録 栃木県社会貢献活動の促進に関する条例

用語の解説

第1章 策定にあたって

1 策定の背景

県民ニーズや地域の課題は、複雑多様化し、公平で画一的なサービスを提供する行政では、きめ細かに対応することが困難になっています。また、地方分権や市町村合併が進む中で、地方自治体は、自治体経営のあり方が問われています。

このような状況において、住民が自分たちの地域のあり方を、行政に一方的に委ねるのではなく、自らの主体性と責任をもって決めることができる住民主体の地域社会、いわゆる住民自治による地域づくりがますます重要になっています。

本県は、これまで、県民の社会貢献活動への参加促進や、活動団体への支援、人材育成、さらには、県とNPO等との提案協働事業など、様々な施策を実施してきました。

今後は、これまでの施策を充実するとともに、多様な主体が「新たな“公（おおやけ）”」の担い手として、ともに公共を担い、協働しながら地域社会を創っていけるよう、積極的な施策展開が求められます。

2 基本方針の性格

この基本方針は、「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」（平成15年4月1日施行。以下「条例」という。）第9条第2項に規定する「栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」（以下「基本方針」という。）として策定するものです。

さらには、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」に掲げる将来像の実現に向けて、本県における社会貢献活動の促進に関する施策の基本的考え方等を明らかにするものです。

3 推進期間

この基本方針の推進期間は、平成23年度から27年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

第2章 社会貢献活動を取り巻く情勢

1 新たな行政サービスへの転換の必要性

わが国の少子高齢化の進行と人口減少の本格化、経済のグローバル化や高度情報化の進展、さらには、地球環境問題の深刻化など、県民を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

また、社会の成熟化に伴い、人々は、自らの価値観に沿って、生き方や働き方を自由に選択することを重視するようになってきています。

このような社会経済環境や社会システムの変化、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、これまでは家族や地域住民の間で解決してきた地域の課題についても、行政に依存する傾向となり、住民が地域の課題等に主体的に取り組む機能が低下しています。

一方、人々が公共サービスに求めるものは複雑・多様化しており、公平性や画一性を原則とする行政だけでは、きめ細かな対応が極めて困難な状況になっています。

このため、行政が担うサービス提供システムの転換が求められています。

2 NPO・ボランティアなどの社会貢献活動や関心の高まり

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、NPOやボランティア、地域コミュニティ組織の活躍が全国的に注目され、平成23年3月に発生した東日本大震災の際にも被災地での活動に力を発揮するなど、人々の社会貢献活動への参加意欲は確実に高まっています。平成22年度栃木県政世論調査によれば、県民の「社会貢献活動への関心」（図1）について、過半数が「関心がある」と考えています。

また、県内のNPO・ボランティア団体などの社会貢献活動団体は、福祉や医療、環境、教育、まちづくりなど、様々な分野において活動しており、行政との事業パートナーとして、さらには公的制度が及ばない隙間を埋める取組など、重要な役割を担っています。

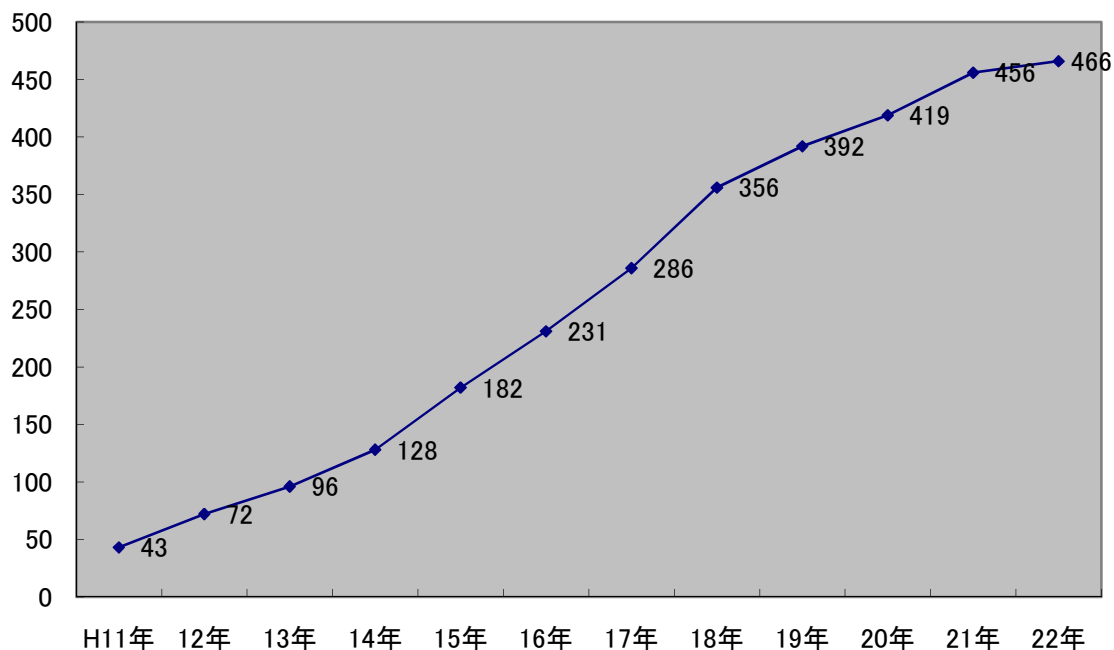
【図1】社会貢献活動(※)への関心（平成22年度栃木県政世論調査）



※ この調査では、「社会貢献活動とは、非営利で不特定多数の利益のために自発的に行う活動のこと」とし、「例えば、ボランティアやNPO（民間非営利団体）の活動、コミュニティ活動、自治会・育成会等の地域活動等がある」と注記。

また、平成10年12月の特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の施行以降、県内でも特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）として、法人化する団体が順調に増加しています（図2）。さらに、平成13年から始まった税制上の優遇措置を受ける認定NPO法人制度は、国の優遇税制拡充の動きにより、今後、対象法人の増加が見込まれます。

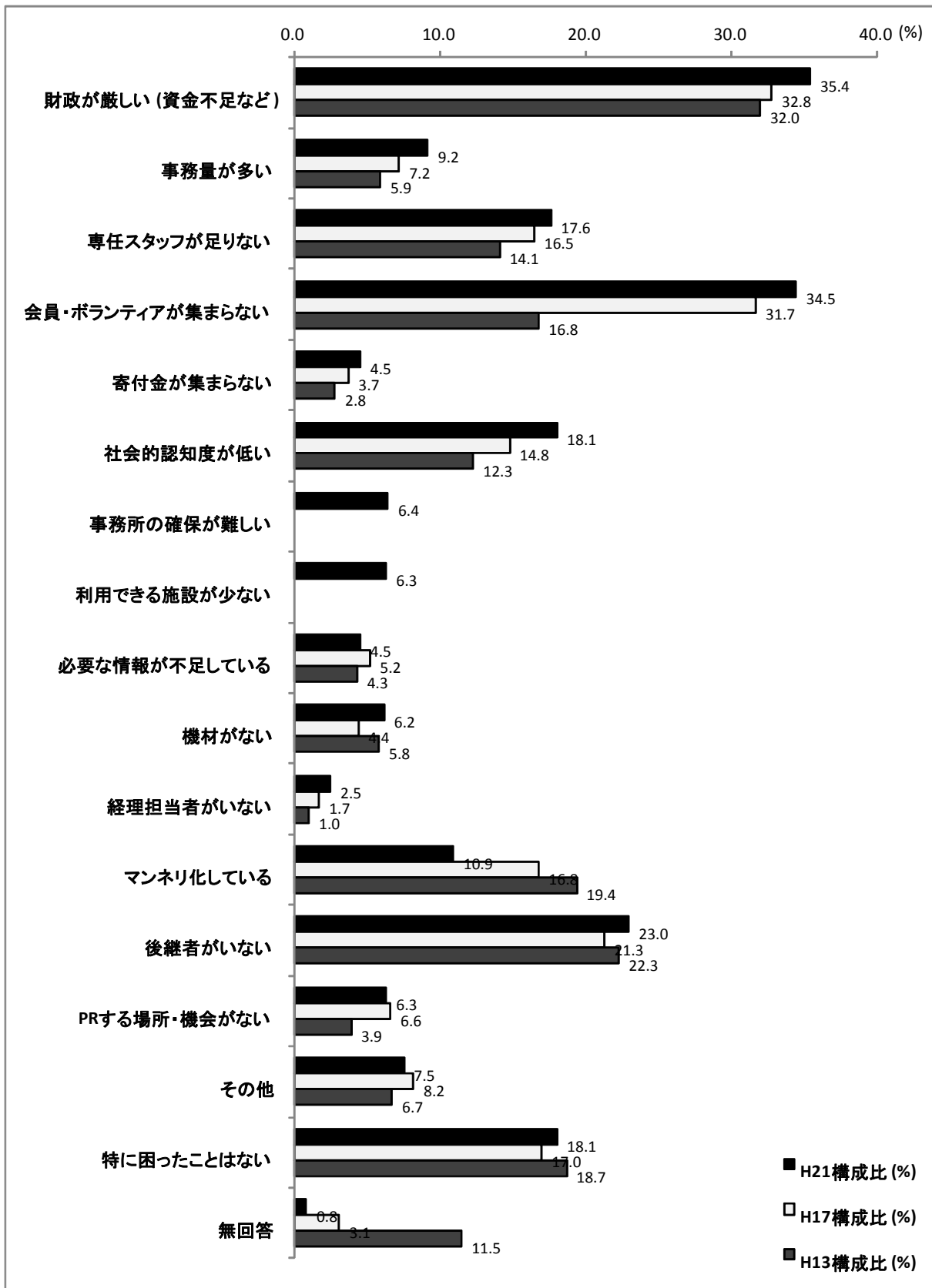
【図2】栃木県認証NPO法人数の推移（平成22年1月末現在）



しかし、平成21年度に実施した「社会貢献活動団体に関する実態調査」によれば、NPO・ボランティア団体が「活動上特に困っていること」（図3）としては、「財政が厳しい」がもっとも多く、次に「会員・ボランティアが集まらない」ことであると3割以上の団体が答えています。これは、平成17年度に行った調査でも同様な結果となっており、NPO・ボランティア団体などの社会貢献活動団体は、依然として、活動資金不足や人材不足の問題を抱えています。

【図3】活動上特に困っていること（社会貢献活動団体に関する実態調査：H21.10 調査）

複数回答 n=731



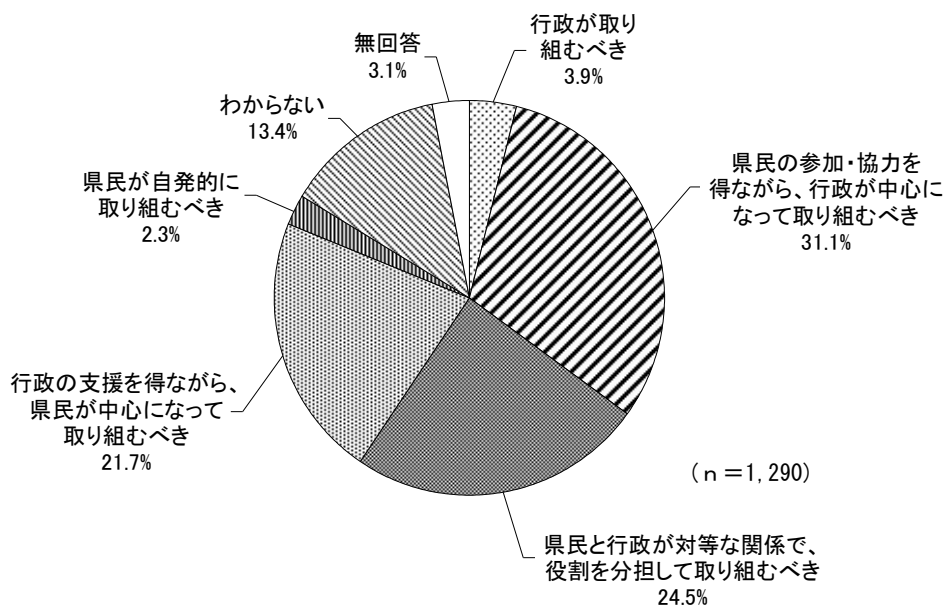
3 「新たな“公（おおやけ）”」の担い手との協働の動き

本県は、「新たな“公（おおやけ）”を拓く」という考えに立ち、県民、NPO・ボランティア団体、地域団体、企業など、地域社会を構成する多様な主体が連携・協力しながら、住みよい地域づくりや社会的な課題の解決に取り組む「協働」によるとちぎづくりを進めてきました。

平成23年度からの栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」においても、新たな時代の“公（おおやけ）”を実現するために、「地域をともに創る」という考え方に立ち、「多様な主体が協働・創造するとちぎ」を基本姿勢に掲げています。

平成22年度栃木県政世論調査では、「社会貢献活動と行政の協力・連携に関する考え」（図4）について、行政だけに依存せず、県民と行政が連携する考え方に肯定的な人が8割近くとなっており、「協働」の手法を進める上で、県民意識の高さがうかがえます。

【図4】社会貢献活動と行政の協力・連携に関する考え（平成22年度栃木県政世論調査）



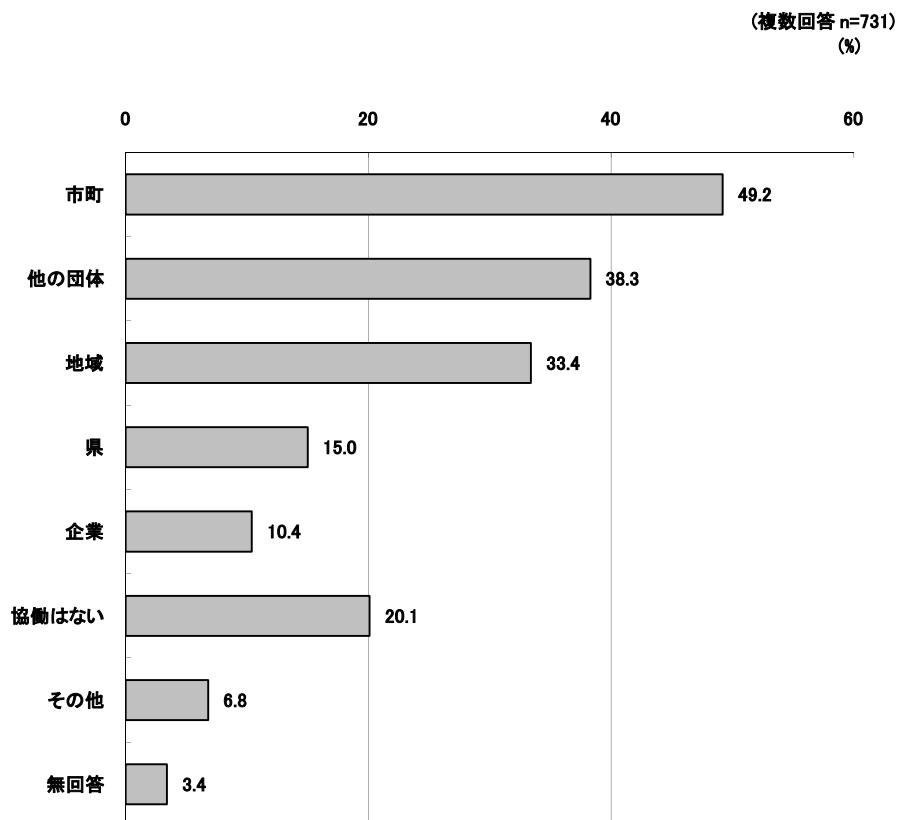
一方、「社会貢献活動団体に関する実態調査」において、NPO・ボランティア団体などの「社会貢献活動団体における他の団体、地域、企業、行政との協働経験」（図5）は、「市町」との協働が約5割と最も多いものの、「企業」との協働は1割程度に留まっています。また、「協働はない」と回答した団体が2割程度となっています。

自らの目的達成のために協働する必要性を感じていない団体の中には、協働する意義やメリットについて十分理解していない団体も存在していると考えられます。

このため、行政が、社会貢献活動の促進施策を進める上で、多様な主体が協働するメリットを実感できる機会をNPO・ボランティア団体などに提供していく必要があります。

【図5】社会貢献活動団体における他の団体、地域、企業、行政との協働経験

(社会貢献活動団体に関する実態調査：H21.10 調査)



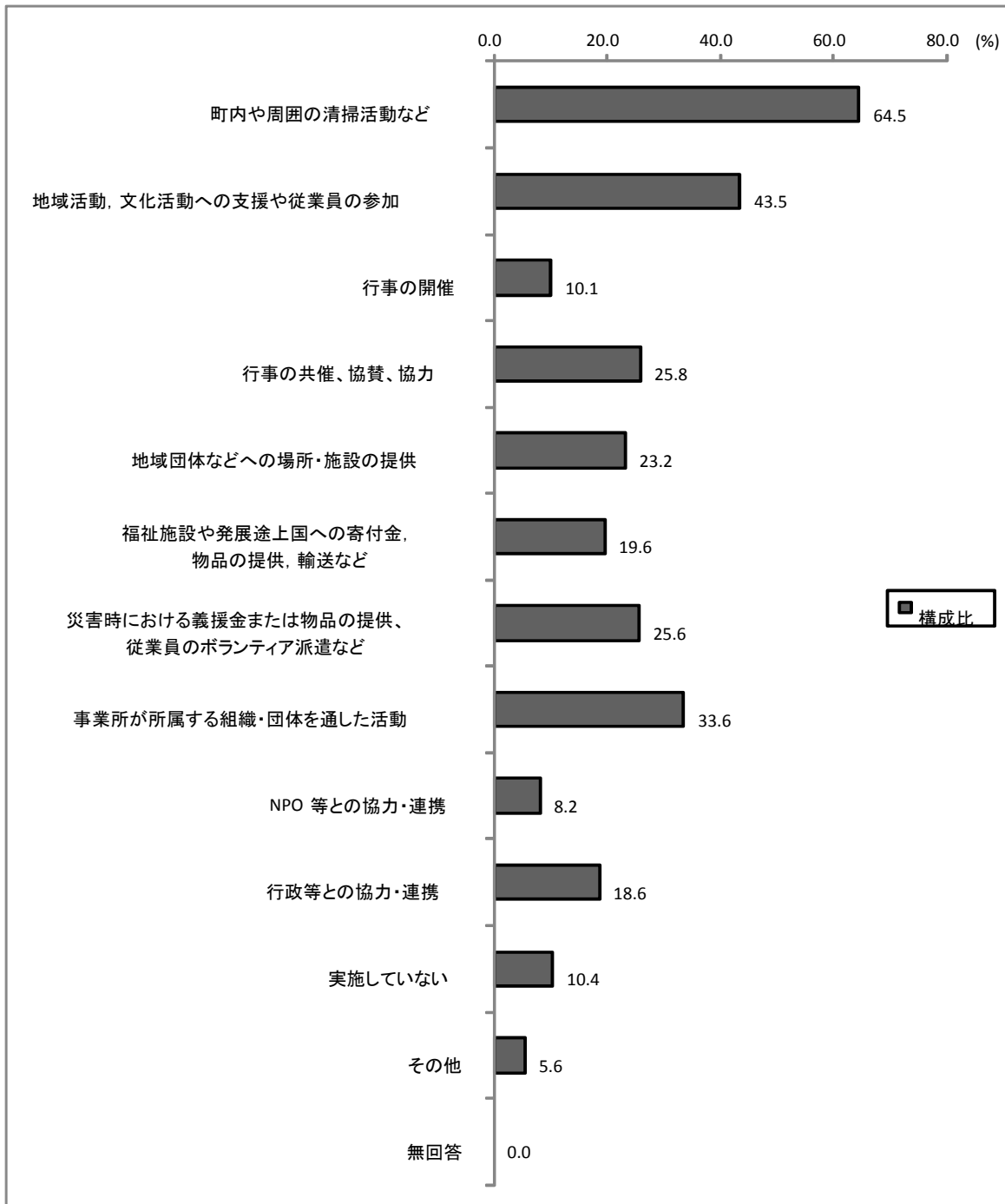
企業における社会貢献活動も盛んになってきています。企業は、従来から寄付や財団の設立などといった形で活動を進めてきましたが、今日では、法令遵守はもとより環境や社会への貢献までを含めて「企業も地域社会の一員として、良き企業市民であるべき」といった考え方、いわゆる企業の社会的責任（CSR）が注目されています。

平成22年度に県内企業を対象に実施した「企業の社会貢献活動に関する実態調査」において、「企業における社会貢献活動実施の有無」（図6）を尋ねたところ、「周囲の清掃活動」「地域活動や文化活動への支援」「所属する組織や団体を通じた活動」などに取り組んでいる企業が多く見られました。また、社会貢献活動を実施していない企業は、約1割程度であり、ほとんどの企業が地域における企業市民としての役割を担う活動を行っています。

一方、「行政等との協力・連携」は2割弱、「NPO等との協力・連携」は1割弱と低くなっており、企業が行政やNPO・ボランティア団体と協働する機会は、まだ少ない状況にあります。企業が地域の一員として社会的課題の解決に寄与し、より良い社会づくりに貢献するためには、企業独自の取組とともに、NPO・ボランティア団体や行政等と連携・協働する意義などについて理解を深め、互いを認識できる環境づくりが必要です。

【図6】 企業における社会貢献活動実施の有無

(平成 22 年度企業の社会貢献活動に関する実態調査) 複数回答 n=414



第3章 施策の基本的考え方

1 目指すべき将来像

社会環境が著しく変化する中、さらに複雑・多様化する課題に対応していくためには、県民、ボランティア・NPO、地域団体、企業など、地域社会を構成する多様な主体が、それぞれの持つノウハウやアイデアを相互につなぎ、発展させ、そこに新しい価値を生み出していくことが必要です。

そのため、この基本方針では、「地域をともに創る」という考え方のもとで、目指すべき将来像として「多様な主体が協働・創造するとちぎ」を掲げました。

目指すべき将来像

多様な主体が協働・創造するとちぎ

2 将来像の実現に向けた課題等

将来像の実現に向けて、この基本方針の推進期間において対応すべき課題等について示します。

(1) 社会貢献活動に関する県民意識の醸成

県民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域の課題を自分たちのものとして捉え、解決していく機運を高めていく必要があります。

また、NPOやボランティア団体などの活動についての理解を深めるとともに、気軽に行うことのできる活動を紹介したり、具体的な活動現場を体験するなど、県民の参加意識を醸成していく必要があります。

(2) 活動基盤の強化と人材の育成・活用

NPO・ボランティア団体などが抱える活動資金不足や人材不足等の課題解決を支援し、持続的な活動や新たな課題に対応できる団体運営を可能にする必要があります。

また、「地域を良くしていきたいと考え、行動できる県民」を育成し、優れた人材を有効に活用できる仕組みづくりが重要です。

(3) 県民協働の仕組みづくり

地域課題の解決には、それぞれの地域にふさわしい「新たな“公（おおやけ）”」の担い手が相互に協働し、社会貢献や地域貢献の活動を活発化させる必要があります。

また、県民と行政が協働を進めていくためには、活動情報の共有化などとともに、行政と県民が共に課題解決の手法や対応策を検討・協議するなど、具体的な協働の手法を実践できる仕組みづくりが必要です。

3 施策目標

社会貢献活動を促進するため、全ての県民が「新たな“公（おおやけ）”」の担い手として、協働による地域づくりの主要な役割を果たせるよう、次の3つの目標を掲げ、各種施策を推進します。

施策目標

- 1 県民の社会貢献活動や協働の取組に対する理解を深めます
- 2 社会貢献活動団体の自立に向けた活動基盤を強化します
- 3 多様な主体が相互に連携し、協働を実践していきます

4 基本姿勢

施策目標の実現に向けて、各種施策を効果的に展開していくためには、次の事項に配慮しながら進めていきます。

(1) 自立性・自主性の尊重

施策の推進に当たっては、NPO・ボランティア団体などの社会貢献活動団体の自立性や自主性を尊重し、地域の中で活動しやすい環境づくりに配慮します。また、前例や形式にとらわれない先駆性、柔軟性を活かした取組を実践できるよう努めます。

(2) 「新たな“公（おおやけ）”」の担い手との役割分担

県民を始め、NPO・ボランティア団体などの社会貢献活動団体、企業、地域団体等の「新たな“公（おおやけ）”」の担い手と行政が、相互理解を深め、適切な役割分担のもとで、新たな取組が創出されるよう努めます。

(3) 協働の視点

協働は、課題解決のための方法・手段であって目的ではないという協働の視点をよく認識します。解決すべき課題が協働の手法に適しているのかを判断し、協働して取り組む場合には、相手方と協働の意義や考え方を相互に理解し、事前の話し合いとともに実施にあたっての役割やルールを定め、遵守に努めます。

第4章 施策に関する基本的事項

1 社会貢献活動

社会貢献活動とは、条例においては「ボランティア活動その他の営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、自発的に行うものをいう。」と定義されていますが、その範囲は非常に広く捉えることができます。「人のために、みんなのために、社会のために何かをしたい」という、多くの県民が漠然と抱いている思いを、自分ができる範囲で実際の行動に結びつけることができれば、どんなに小さな活動であっても、それが社会貢献活動です。小さな活動も、多くの人の思いが集まれば、より良い社会をつくる大きな力になります。

例えば、寄付や街頭募金、エコキャップや古切手などの物品収集、さらには道路や歩道の清掃といった活動から、国際舞台での非政府組織（NGO）活動まで、そのレベルは様々ですが、どれが優れているということではなく、個人や団体が持てる能力・資源を活かし、自発的に社会のために貢献するという意味では等しく有意義な活動といえます。

2 社会貢献活動団体

社会貢献活動団体は、「非営利性」「自主性」「先駆性」「多様性」「専門性」などの様々な特性を持ち、行政の「公平性」「画一性」や、企業の「利潤追求」という目的にとらわれず、公共的課題に対して迅速で先駆的な取組ができるとともに、それぞれの多様な価値観と自由な意志により、個別的で柔軟な公共サービスの提供を可能にします。

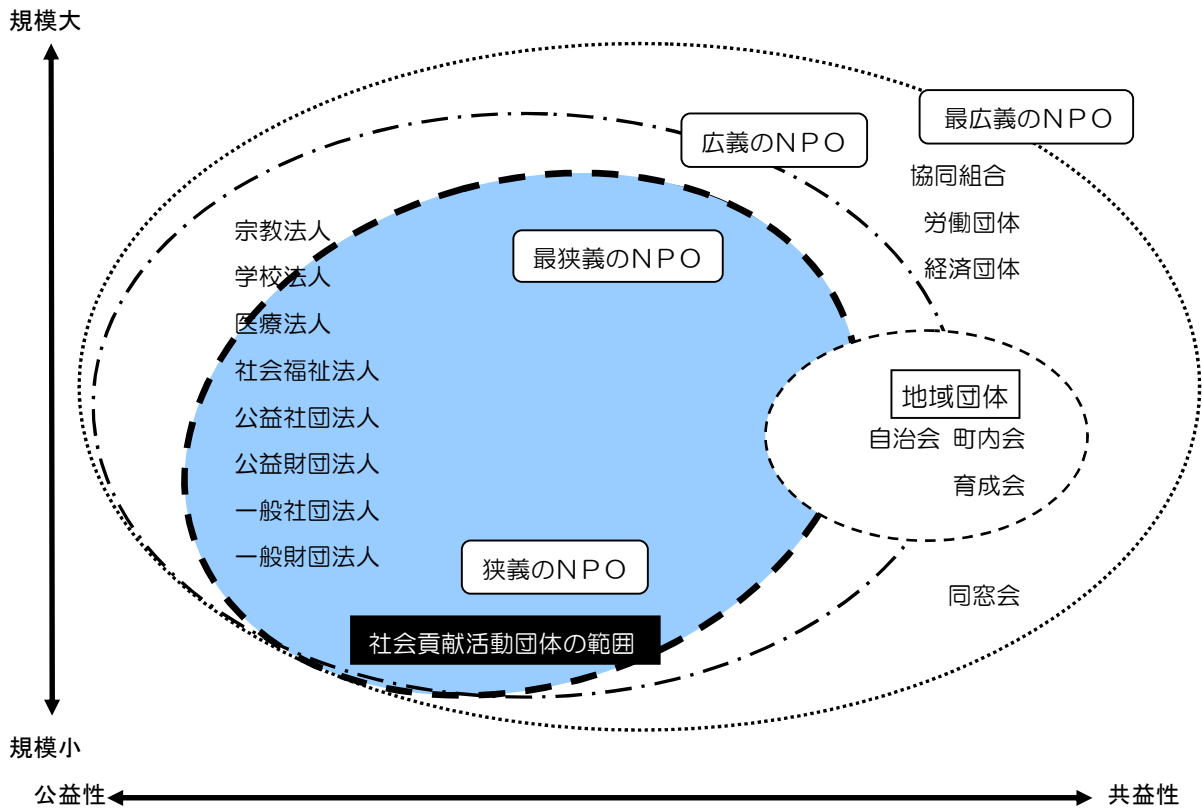
現在、災害救援や介護・自立支援、まちづくり、学校支援など、様々な分野でNPOやボランティア団体による社会貢献活動が行われています。非営利で公益性の高い活動を行っている団体・組織には、いわゆるボランティア団体や市民活動団体などの任意団体や、NPO法により認証されたNPO法人、さらには財団法人・社団法人などの法人格を持つ団体まで、様々な形態があります。これらの団体・組織は、法人格の有無、規模の大小にかかわらず、地域社会の課題の解決に向けた活動を行っています。

一方、地域に根ざした町内会・自治会など、公益性を目的とした地域団体においても地域貢献や社会貢献活動を担っている団体・組織が存在しています。

NPOの定義についても最広義から最狭義に至るまで幅広い考え方があるように、社会貢献活動団体の捉え方にも様々な考え方があります。

以上のことから、この基本方針において考える社会貢献活動団体とは、図6に示した「社会貢献活動団体の範囲」を対象とします。

【図6】多様なNPOの定義と社会貢献活動団体のイメージ

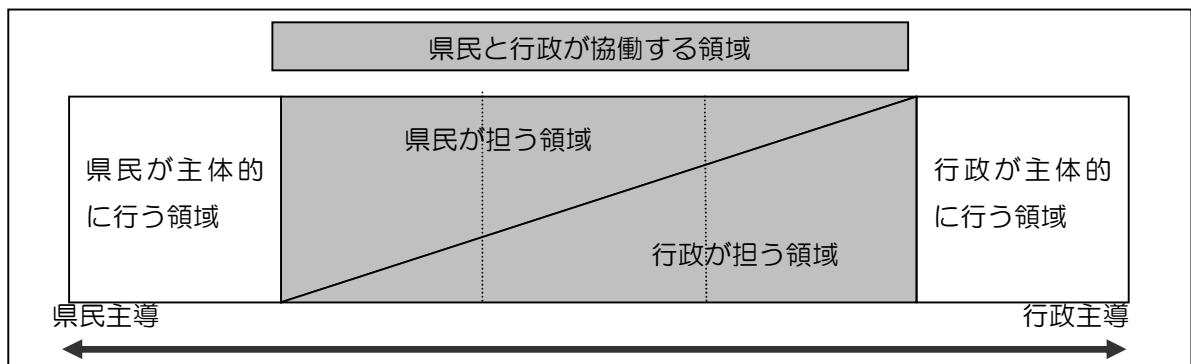


3 協働

協働とは、県民、NPO・ボランティア団体などの社会貢献活動団体、企業、地域団体や市町村等の行政など地域社会の構成員が、地域における課題解決のために、対等の立場で、互いの違いを認め補完しあいながら、連携・協力していくことです。

しかし、協働は、あくまでも課題を解決するための方法・手段であり、協働すること自体が目的ではありません。つまり、協働にあたっては、「どのように行うか」ではなく、「何故行うのか、どうして行う必要があるのか」を考えることが重要です。そして、行政サービスの全ての分野において協働の取組を進めるのではなく、図7の「県民と行政との関係」にあるように、解決すべき課題が協働することに適することかどうかを見極めた上で、互いの主体性や役割を理解し、地域の課題に取り組みなければなりません。

【図7】県民（「新たな“公（おおやけ）”」の担い手）と行政との関係



また、県民の協働に対するイメージは幅広く、地域の課題も多岐にわたりますので、県内一律に協働の取組を進めるのではなく、地域の実情に応じて対応する必要があります。

一方、県内には、消防団と消防署との関係など協働を意識せず、地域の現状や必要性から連帯した活動が生まれ、永く地域に根付き実践されている取組も数多く存在しています。

【協働事例：消防団と消防署の関係】

地域に根付いた協働の代表的な事例として、消防団と消防署の関係があります。奉仕の精神を持った地域住民で組織された消防団と、行政機関である消防署が連携・協力することで、消火活動だけでなく、見回りや啓発などの防火活動に効果を挙げるとともに、地域の団結力を養うことにもつながっています。

しかし、近年、消防団の団員数は減少傾向にあり、団員確保が重要な課題となっています。

4 各主体の役割

(1) 多様な主体が担う役割

① 県民

ア 社会貢献活動への理解と参加

社会貢献活動の意義についての理解を深め、社会貢献活動に積極的に参加します。県民一人ひとりが地域社会の構成員であることを意識し、自らの持っている資源や特性を活かしながら、できることから始めます。

イ 活動情報の収集

行政や社会貢献活動団体などが開催する各種イベントや講演会など、様々な機会を活用し、社会貢献や地域貢献に関する情報の収集に努めます。

ウ 行政の政策策定過程への参画

県民自らが行政の審議会委員等へ参画したり、パブリックコメントへ意見を提出するなど、行政の政策や施策の策定に県民の意見を積極的に発信していきます。

② 社会貢献活動団体

ア 地域づくりの新たな担い手

柔軟な発想やネットワークを活かして地域社会の新しい主体として活躍することにより、複雑多様化する地域課題に対応したサービスを提供します。

イ 新たなコミュニティ機能の創出

先駆性に富んだ活動により新たな地域コミュニティが生まれ、地域住民の課題解決に向けた主体的な取組が盛んになります。また、コミュニティビジネスなどによ

り、新たな雇用の機会を創出します。

ウ 新たな交流機会の提供

個人の自発的な参加によって組織された団体として、自己実現や社会貢献とともに、生きがいを創り出す場として新たな交流の機会を提供します。

エ 良好な協働関係の構築

行政、企業等と、または団体同士が、相互理解、共通認識のもとに連携・協働を進めます。さらに、幅広いネットワークを形成し、活動情報の公開を積極的に行うなど、相互に良好な関係を構築します。

③ 企業

ア CSRを通じた社会貢献活動への参画

本来の経済活動に加えて、地域社会の構成員（企業市民）として、社会貢献活動を自ら行うとともに、社会貢献活動団体等の活動が円滑に推進されるよう支援します。

イ 企業内の意識改革と活動情報の公開

社会貢献活動に対する従業員への意識啓発や具体的な活動への支援及び社会貢献活動情報の公開に努めます。

ウ 社会貢献活動団体や地域団体等との連携・協働

社会貢献活動団体や地域団体等と協働して地域課題に取り組むことにより、効果的で有効なサービスの提供ができる仕組みを支援します。

④ 市町村

ア 地域に身近な社会貢献活動の支援

住民と最も身近な行政機関として、地域固有の特定課題に対して、地域の実情に応じたきめ細かな取組や団体等への支援を行います。

イ 住民主体の協働環境づくり

社会貢献活動団体や企業等と協働し、住民自治の基本である住民主体の地域づくりに向けた役割を担います。

ウ 新たな住民サービスの提供・職員の意識改革

社会貢献活動団体等の柔軟性や先駆性に加え、専門的な考え方や活動に直接関わることにより、新たな住民サービスの提供や、職員の意識改革に努めます。

⑤ 地域団体

ア 活力あるコミュニティの創出

自治会・町内会、育成会など、日常のあらゆる分野において重要な役割を担っている地域団体が相互に連携し、必要に応じて新たな地域コミュニティの組織化などにより地域課題に取り組みます。

イ 住民同士の交流促進

地域住民が参加しやすい催しの開催など、住民同士の交流機会を増やし、地域づくりに貢献できる人材を育成します。

ウ 地域の課題解決に向けた協働の取組

地域の課題について自ら考え、行動し、解決に努めるとともに、行政や社会貢献活動団体、企業等と連携・協働した取組を進めていきます。

⑥ 大学等教育機関

ア 地域貢献の取組と情報の提供

地域貢献のための新たな事業や取組を展開するとともに、活動の状況や成果を行政や社会貢献活動団体、企業等へ広く情報提供していきます。

イ 人材の育成

教職員による地域づくり、まちづくりなどの調査研究や、学生によるボランティア活動を支援するなど、地域課題の解決や社会貢献活動の担い手となる人材育成に取り組みます。

ウ 新たな連携・協働や意識醸成

大学間のコンソーシアムを始め、企業や社会貢献活動団体等との連携・協働の機会を設け、地域課題の解決に向けた企画・調整役として能力を発揮します。また、多様な主体との協働に対する理解促進や意識の醸成に努めます。

(2) 県の役割と責務

ア 県民参加のきっかけづくり

県民に対して、広く社会貢献活動への参加を促す情報や体験の機会の提供を通じたきっかけづくりを行います。

イ 社会貢献活動や協働に関する調整機能

地域住民が課題を共有し、相互に連携しながら解決していく「住民自治」の機能を発揮できるよう、社会貢献活動や協働の取組に関する調整機能を果たします。

第5章 重点プロジェクト

この基本方針の推進期間において、次の5つのプロジェクトに重点的に取り組みます。

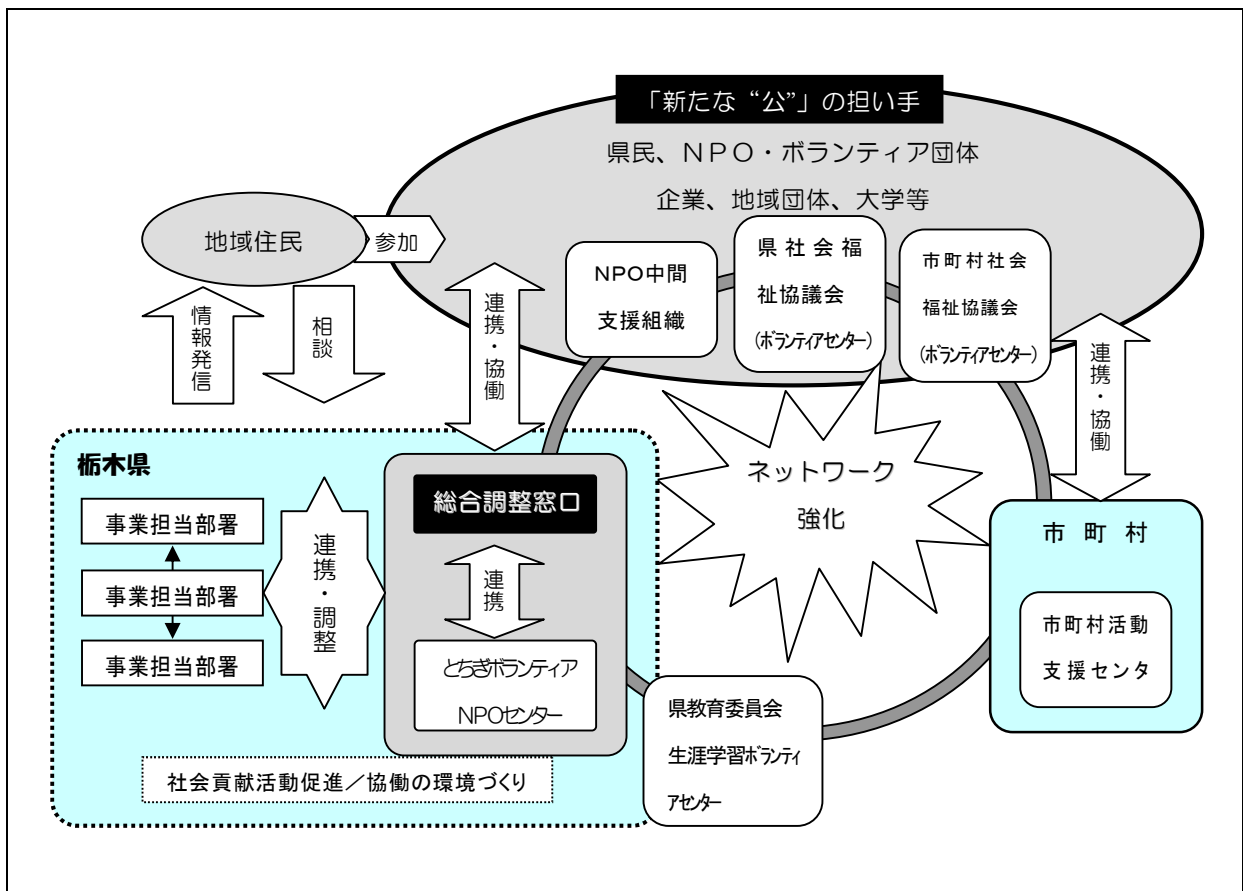
プロジェクト1 総合調整窓口の設置、ネットワークの強化

県と「新たな“公（おおやけ）”」の担い手が連携・協働し、社会貢献活動や協働の取組を一層進めるためには、各事業分野の庁内担当部署の十分な理解と対応が求められますが、複数の担当部署にまたがる課題への対応については、調整機能を有する担当部署の存在が必要になります。

このため、県民への情報提供や相談に対応する総合調整窓口を設け、必要に応じて個別の事業や協働の取組について、事業担当部署と「新たな“公（おおやけ）”」の担い手との連絡・調整等を行います。

また、「新たな“公（おおやけ）”」の担い手と県との相互理解を深め、信頼関係を築くために、市町村や関係機関、民間中間支援組織などとの意見交換や、ネットワークの強化を図ります。

協働のネットワーク



プロジェクト2 行政と「新たな“公”」の担い手との出会い、協議の場づくり

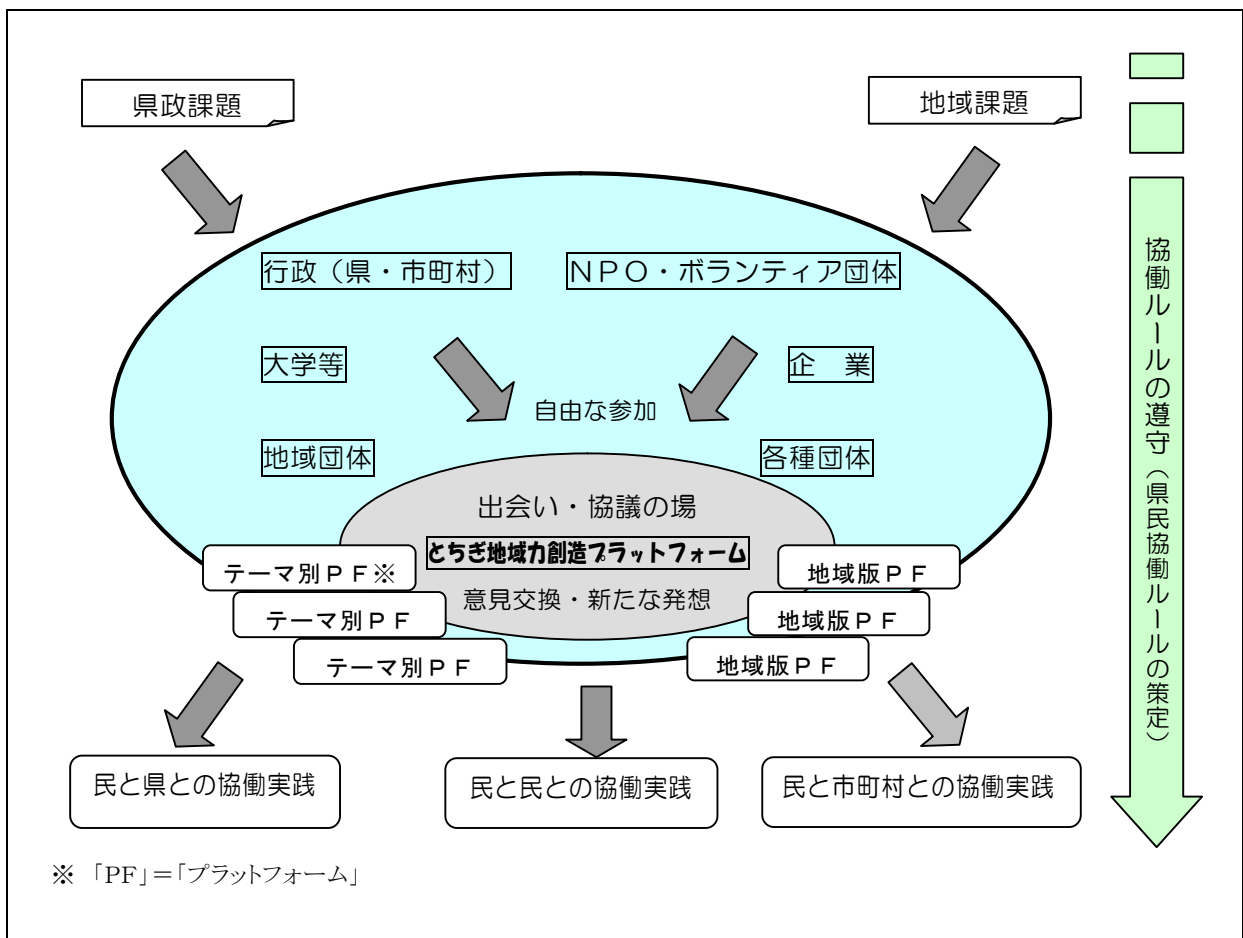
従来、行政が担ってきた課題解決等について、多様な主体と連携・協働して解決していくためには、役割分担や進め方に関する事前の協議を十分に行う必要があります。

このため、課題を解決するための手法や対応策について、課題別に行政と新たな公（おおよけ）の担い手とが自由に意見交換をする「出会いの場」や、対等な関係でともに課題解決に向けて対応策を「検討・協議する場」（とちぎ地域力創造プラットフォーム）を設けるなど、多様な主体と行政が協働の取組を「実践する場」を通して、共通する県政課題や地域課題を解決していきます。

また、行政を始め多様な主体が互いの立場や考え方について理解を深めながら、協働の企画や事業実施に当たっての手段や進め方等を決めていくためには、相互に遵守すべき協働のルールを定めておく必要があります。

このため、県民からの幅広い意見を基に、行政と多様な主体が十分な議論を重ねながら、栃木県版の「県民協働ルール」を策定し、県民に積極的に周知していきます。

とちぎ地域力創造プラットフォーム

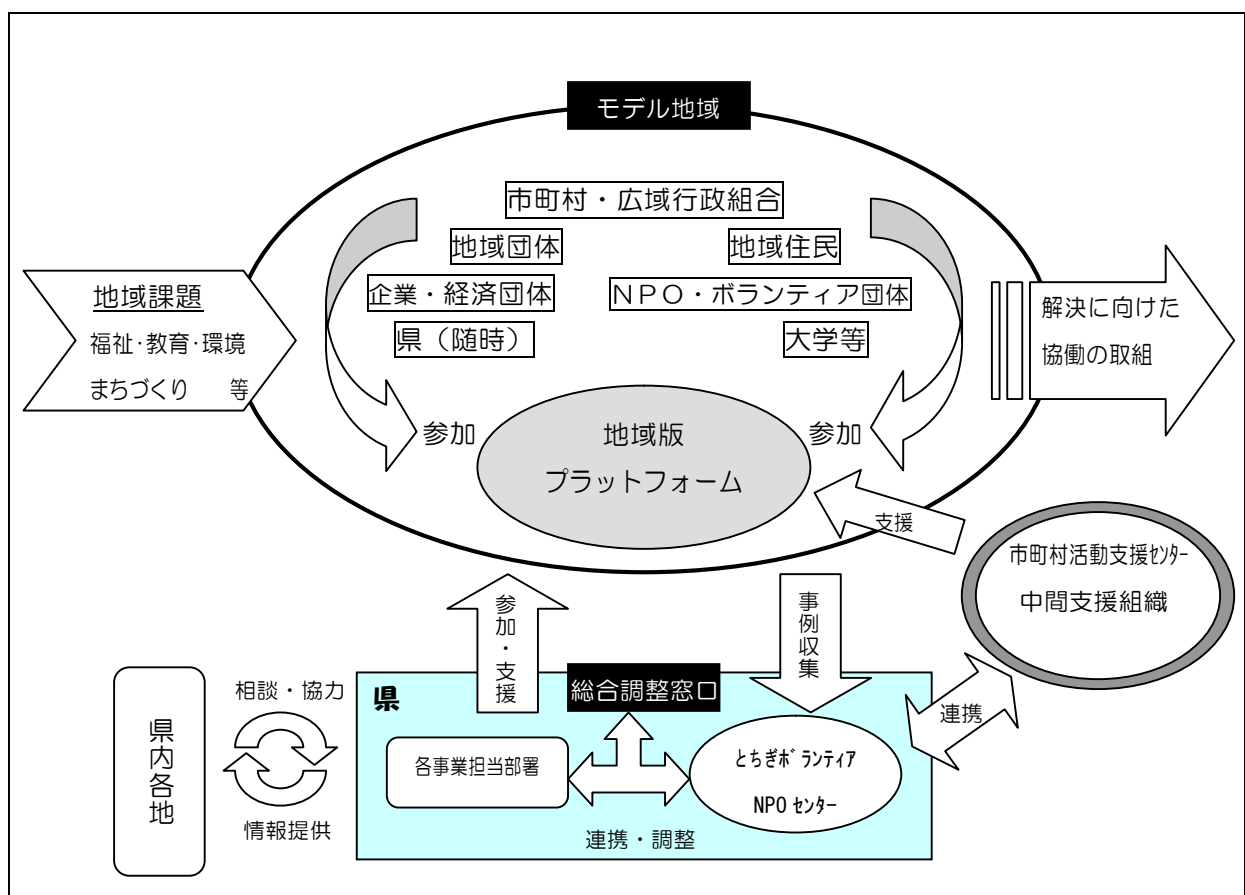


プロジェクト3 地域の課題を地域自らが解決する仕組みづくり

行政と「新たな“公”」の担い手との出会い、協議の場づくりは、県だけでなく地域とつながりの深い市町村においても必要です。市町村が抱える特定地域の課題を解決する一つの手法として、市町村のニーズを把握しながら支援していく必要があります。

このため、協働の考え方や手法、ルールを理解し実践するための職員研修の実施とともに、具体的な課題を解決する「協議の場」（地域版プラットフォーム）への県担当職員や中間支援組織等の参加など、相互に連携しながら特定地域の課題を解決する手法をモデル的に進めます。

地域版プラットフォーム



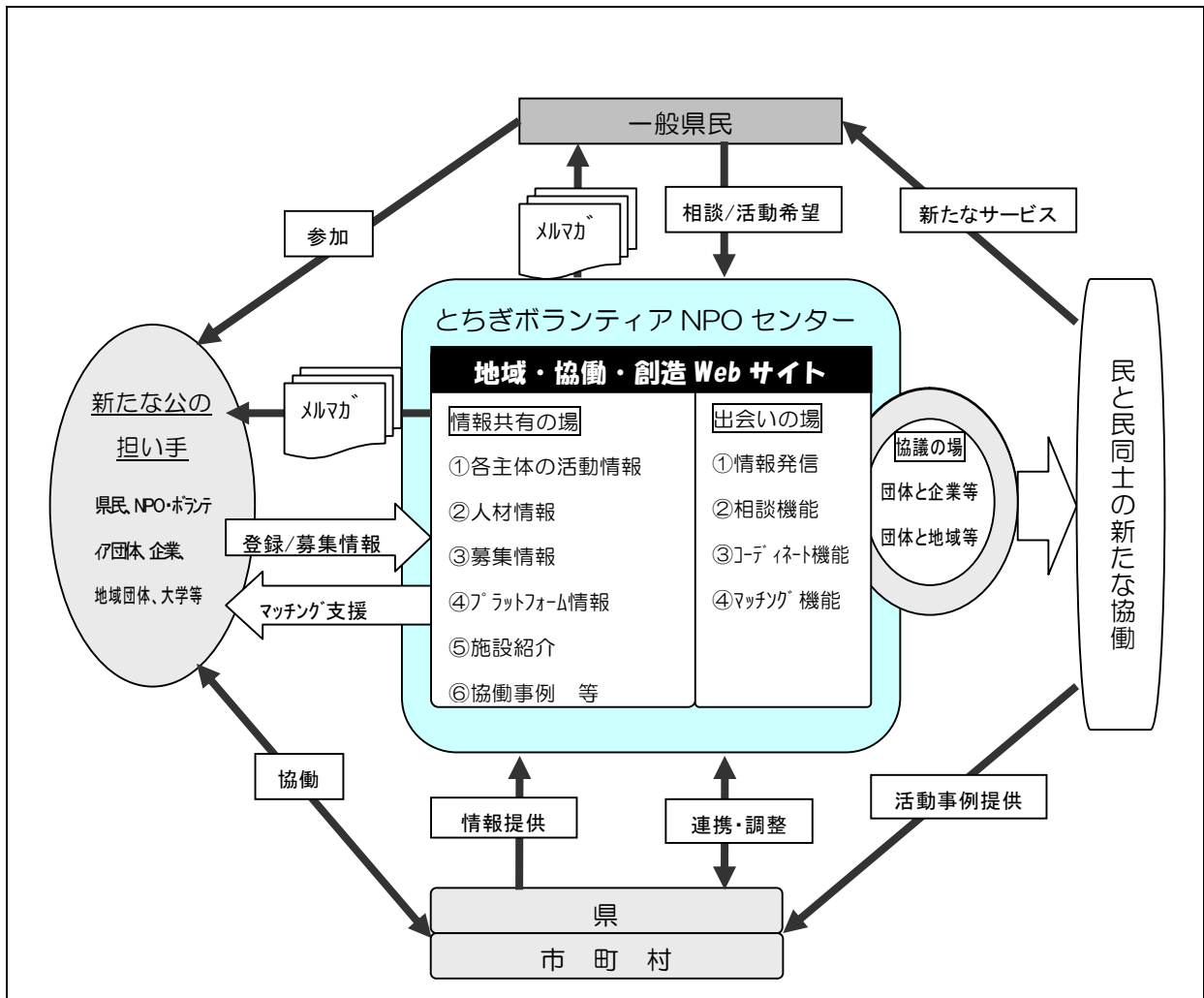
プロジェクト4 「新たな“公”」の担い手同士が情報共有できるWebサイトの構築

行政と多様な主体が連携・協働して県民ニーズや地域課題への対応を進めていくためには、各主体の活動内容等についての情報共有が不可欠です。課題等について相互に連携できる部分を突き詰めていくことが、協働を生み出す基盤となります。

このため、県及びとちぎボランティアNPOセンター（ぽ・ぼ・ら）において、行政や多様な主体が個々に持っている有益な情報を一元的に集約して、情報共有できる場として「地域・協働・創造 Web サイト」を構築し、さらに、他県などの先進・最新情報の収集と発信を積極的に行います。

また、各主体の活動内容や人材情報、ボランティア等の募集情報などの集約とともに、共有された情報をもとにした新たな出会いや協働の取組が生まれるような、マッチング機能を充実させていきます。

地域・協働・創造 Web サイト

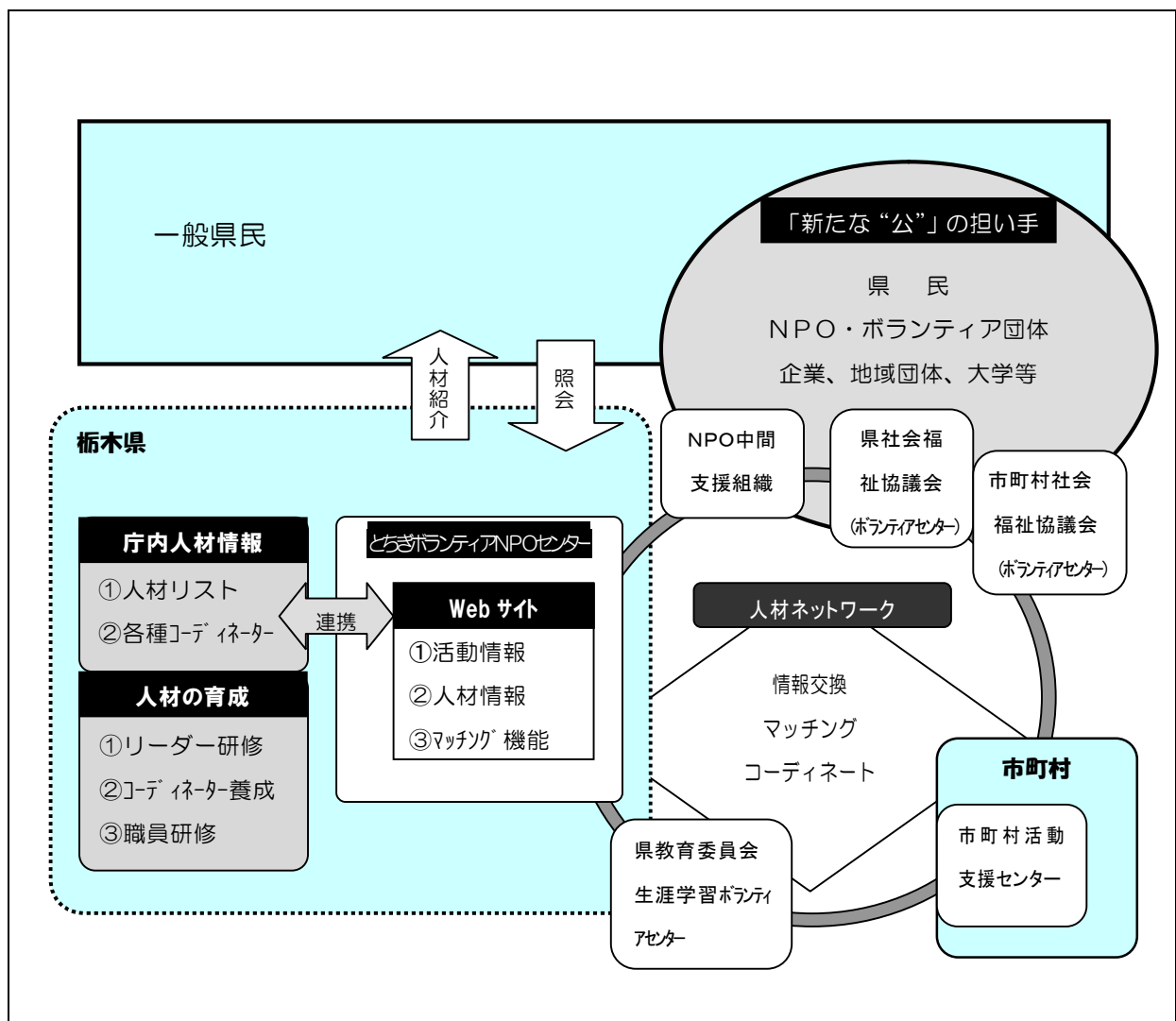


プロジェクト5 「新たな“公”」の担い手となる人材の育成や活用

「地域を良くしていきたいと考え、行動できる人材」を育成し、活用するための仕組みが重要です。

このため、社会貢献活動や地域づくりを担う人材育成のための研修や相談機能の一層の充実とともに、県及び市町村、とちぎボランティアNPOセンター（ぼ・ぼ・ら）や市町村活動支援センター（ボランティアセンター）等が蓄積している人材情報等を一層有効活用するために、人と活動をつなぐ人材ネットワークを構築します。

人材ネットワーク



第6章 施策別展開

この基本方針の推進期間における社会貢献活動の促進施策として、条例に規定した施策別に各種取組を推進します。

1 県民の関心及び理解促進

社会貢献活動の普及啓発、基本的な学習機会の提供や参加しやすい環境づくりを進めます。

【取組①】

社会貢献活動や協働の考え方について県民の意識を高め、活動への理解を深めます。

〔主な取組〕

- 社会貢献活動の理解促進講座・研修やイベントの開催、啓発資料の作成、学習プログラムの提供
- 学校教育・社会教育等におけるボランティア等に関する学習機会の提供
- 協働の考え方について意識を醸成する広報やセミナー、イベントの開催

【取組②】

県民が気軽に参加できるきっかけづくりを進めます。

〔主な取組〕

- 社会貢献活動を体感できる体験学習や講座、現場訪問などの実施
- 募金や寄付、物品収集など気軽にできる活動紹介や広報啓発
- ボランティア休暇制度の普及や利用促進

【取組③】

社会貢献や地域貢献を行う団体・企業等を顕彰する仕組みをつくります。

〔主な取組〕

- コミュニティ活動や学校支援などに貢献する団体・個人の顕彰
- 社会貢献活動に取り組む企業等を登録・認定する制度の制定

2 情報の収集・提供

市町村や関係機関等と連携して、社会貢献活動に関する人材や活動等の情報を積極的に収集し、受け手に応じた多様な手段により、最新の情報を提供します。

【取組①】

行政や民間の関係機関等と連携しながら社会貢献活動や協働に関する情報を収集するとともに、県民への積極的な提供に努めます。

〔主な取組〕

- とちぎボランティアNPOセンターによる県内外最新情報の収集・提供の強化
- 県・市町村の関係機関や中間支援組織とのネットワークを活かした情報の共有
- 情報誌や啓発資料、ホームページなどの多様な媒体による情報の提供

【取組②】

社会貢献活動に参加したい人と活動とのマッチング機能を持った、行政やNPO・ボランティア団体、企業など、民間の関係機関等との新たなネットワークを構築します。

〔主な取組〕

- 多様な主体の情報が共有できるWebサイトの整備
- 県・市町村、中間支援組織等のネットワークを活かしたマッチング機能の促進
- 福祉ボランティア団体間のネットワークづくり支援

3 人材の育成

自立、継続的な社会貢献活動を実践するための知識・技術を有する人材を育成するとともに、社会貢献活動に関するアドバイス、コーディネートが行える人材を育成し、活用します。

【取組①】

社会貢献活動及び協働に関するリーダーを育成・活用します。

〔主な取組〕

- 県コミュニティ協会による地域づくりの中核を担う人材の育成講座
- 国や民間団体等による人材育成情報の収集・提供
- 地域防犯や消費生活、環境保全など様々な分野における人材の育成研修

【取組②】

社会貢献活動団体の安定的な運営やマネジメントについて支援を行います。

〔主な取組〕

- 会計・税務や融資に関する専門家の個別相談・指導の実施
- 団体の安定した運営を目指したマネジメント講座の開催

【取組③】

活動を支援するアドバイザーやコーディネーターを育成・活用します。

〔主な取組〕

- 企業、NPO、行政をつなぐコーディネーター育成講座の開催
- とちぎボランティアNPOセンターによる専門知識や指導力がある人材情報の集積
- 県民の地域活動や学校支援活動を支援するコーディネーターの養成

4 交流及び連携の促進

県民、社会貢献活動団体、企業、地域団体、大学等教育機関、市町村、県が、目的意識を共有し、積極的に協働できる柔軟で発展的な仕組みを構築します。

【取組①】

「新たな時代の“公（おおやけ）”」を実現するため、多様な主体と行政が交流・連携・協働できる場づくりを進めます。

〔主な取組〕

- 多様な主体による意見交換会の開催
- 県政課題を解決するための協議の場（テーマ別プラットフォーム）の構築
- 市町村の地域課題を解決するための協議の場（地域版プラットフォーム）の構築
- NPOや企業、県との具体的な協働事業の実施
- 住民と市町村によるソフト事業を中心とした地域づくり支援
- 協働ルールの策定と県民への周知
- 協働を理解するためのイベント等の開催

【取組②】

Webサイトによる情報の一元化や共有化を図り、多様な主体が相互に出会い・協働できる場づくりを進めます。

〔主な取組〕

- 多様な主体の情報が共有できるWebサイトの整備（再掲）
- NPO等と企業等の新たな出会いと協働に向けたマッチング支援

5 拠点機能の充実

社会貢献活動の促進や多様な主体との協働を支援する県域拠点の機能の充実と、市町村の活動拠点とのネットワークや支援を強化します。

【取組①】

とちぎボランティアNPOセンターの役割や機能を強化し、他の県有施設や民間機関等との連携を強化します。

〔主な取組〕

- 県内外の先進事例や新たな取組などの情報収集・発信力強化
- 多様な主体が協働するための拠点機能強化
- 人と活動をつなぐ人材ネットワークの構築

【取組②】

県と市町村の活動拠点施設が役割に応じた機能を分担するとともに、相互のネットワークを強化します。また、地域の実情に応じた活動拠点の整備を働きかけます。

〔主な取組〕

- 県や市町村、民間支援組織等関係機関によるネットワーク会議の開催
- 行政や民間の関係機関における人材情報や募集情報等の共有化
- 活動支援センターがない市町村に対する助言やとちぎボランティアNPOセンターによる支援

6 調査研究

社会貢献活動や協働の取組を進める上での現状や課題等に対する調査研究を行います。

【取組①】

社会貢献活動や協働の取組に関する先進事例や取組について、調査・研究を行い、成果の共有化を図ります。

〔主な取組〕

- とちぎボランティアNPOセンター等による情報収集、調査研究機能の充実

7 活動基盤強化

社会貢献活動を担う団体等の活動基盤の強化を推進します。

【取組①】

国の税制改正に伴う優遇措置の利活用等、税制における支援を行います。

〔主な取組〕

- 公益税制に関する説明会等の実施
- 認定NPO法人制度の啓発と利用促進
- 認定NPO法人に対する寄附金の個人住民税の税額控除
- 県税の軽減措置による支援

【取組②】

安定的、持続的な活動を支える財政運営面の支援を行います。

〔主な取組〕

- NPO法人対象の県融資制度の利用促進
- 財務会計、融資に関する専門家の個別相談等の実施
- 市町村や企業、団体等からの助成金情報の提供

【取組③】

寄付文化を醸成し、活動を支える多様な寄付募集のノウハウの普及を図ります。

〔主な取組〕

- NPO法人を対象とした寄付税制の説明
- 寄付文化を醸成するための効果的手法の検討
- 寄付募集手法のノウハウを有する人材の育成

第7章 推進体制の整備

1 県の推進体制の充実強化

社会貢献活動は様々な分野で行われており、県の担当部署も庁内各部局に及んでいます。また、複雑多様化する課題を解決するためには、複数の担当部署が相互に連携し対応すべき事案も増えてきています。

このため、社会貢献活動と協働に関する施策を、全庁を挙げて横断的かつ効果的に推進できる総合調整機能を有し、新たな施策方針を決定する庁内推進組織を設置します。

また、情報収集・提供のための総合調整窓口を設け、社会貢献活動団体からの相談や問い合わせ等に対応するとともに、必要に応じて、担当部署と社会貢献活動団体等との連絡調整等を行います。

2 市町村支援体制の充実

社会貢献活動団体の多くが、各市町村内の身近な地域で活動していることを踏まえ、施策を円滑に推進するための情報提供や意見交換など、市町村のニーズに応じた支援を充実していきます。

3 職員の意識改革

社会貢献活動や協働の取組を進めるため、今後とも継続的に県・市町村職員や県幹部職員向け研修などを実施します。

また、協働の考え方や手法について、庁内への周知や協働事業を支援する役割を担う協働推進員の設置について検討していきます。

新たな公(おおやけ)

栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」(2006～2011)で県が提唱した考え方。とちぎの将来像として掲げた「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現するためには、「行政のみが“公(おおやけ)”を担う」という従来の考え方から脱却し、県民や団体、企業、行政などの担い手が、郷土が抱える諸課題の解決に向けて、積極的に参画していこうとする主体的な姿勢を持つ必要があるとされた。

平成23年2月に策定した栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」では、「協働」の取組を一步前進させ、「新たな時代の“公(おおやけ)”」を実現するとしている。

企業の社会的責任(CSR)

Corporate Social Responsibility の略。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー(利害関係者:消費者、投資家等、及び社会全体)からの要求に対して適切な意思決定をすること。

コミュニティビジネス

地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。主に地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することで、対象となるコミュニティを活性化し、雇用を創出したり、人の生き甲斐(居場所)などをつくり出すことが主な目的や役割となる場合が多い。さらに、コミュニティビジネスの活動によって、行政コストが削減されることも期待されている。

コンソーシアム

共同で何らかの目的に沿った活動を行ったり、共通の目標に向かって資源を保管する目的で結成される、2つ以上の個人、企業、団体等(あるいはこれらの任意の組合せ)から成る団体。

市町村活動支援センター

NPO、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設。平成22年末現在、栃木県内では10市町にセンターが設置されている。

多様な主体

県民、ボランティア・NPO、各種団体、企業など、地域社会を構成する様々な主体。「新たな“公(おおやけ)”」の担い手として期待されている。

中間支援組織

行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織のこと。NPO への支援などを主目的として発足し、NPO の整備のための相談窓口などのセンター的機能を持つケースが多い。本基本方針では、NPO への支援を目的とするものを、「NPO中間支援組織」と記載した。

プラットフォーム

NPO・ボランティア、企業、地域団体、大学等多様な主体が、共通する課題に応じて集まり、それぞれが得意とするネットワークや知恵を活かし、課題解決や新しい価値創造に向けて企画を作り、協働事業として実行に移していく場。様々な人が色々な方面から集まり、1本の電車に乗って同じ方向を目指すことから駅のプラットフォームや、協働の基礎となる対話・フィードバックなどのプロセスを指すことから、構造全体における底部や基礎部分を意味するプラットフォームが語源とも言われている。